令和３年度第１回岩手県消費生活審議会

日　時　令和３年 12 月 17 日（金）

14:29～15:58

場　所　県民生活センター　大ホール

【出席者】
〇委員（五十音順）
　菊地清晴委員　主濱了委員　菅原情子委員　田上みね子委員　平本丈之亮委員
　米田ハツエ委員　松岡勝実委員　山口研介委員　吉田信一委員　吉田敏恵委員

〇事務局（岩手県）
　石田知子企画理事兼環境生活部長
　新沼司県民くらしの安全課総括課長
　藤本さとえ県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

　１　開　会

〇新沼県民くらしの安全課総括課長
　それでは、皆様おそろいでございますので、ただいまから岩手県消費生活審議会を開催いたします。
　本日の委員の御出席でございますが、委員総数 16 名の半数以上の 10 名の出席となっておりますので、岩手県消費生活条例の規定によりまして、当審議会が成立していることを御報告いたします。
　なお、県の情報公開制度の一環として、この審議会の録音や会議録は公開となりますので、御了承をお願いいたします。

　２　あいさつ

〇新沼県民くらしの安全課総括課長
　それでは、開会に当たりまして、石田企画理事兼環境生活部長から御挨拶を申し上げます。
〇石田企画理事兼環境生活部長
　皆様、こんにちは。石田でございます。いつも大変お世話になっております。また、本日は師走のお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。
　それでは、岩手県消費生活審議会の開会に当たりまして、御挨拶をさせていただきます。
　県内の新型コロナウイルスの感染状況でございます。県民の皆様、事業所の皆様の御努力により、今のところ感染ゼロが続いておりまして、抑えられており、この場をお借りして、またオミクロン株がちょっと心配ではございますけれども、まずは皆様の御協力に対しまして、感謝を申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から本県の消費者施策の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、県ではこれまで岩手県消費生活条例を具体的に展開し、消費者の利益の擁護及び

増進に関する総合的な施策の推進を図るため、５年ごとに策定する消費者施策推進計画に基づき、様々な取組を進めてまいりました。昨年度は、委員の皆様から御意見、御協力をいただきまして、岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）を策定したところです。

この計画でございますけれども、御案内のとおり、県の総合計画であるいわて県民計画、そして国の第４期消費者基本計画等を踏まえ、消費者被害の防止と救済に取り組み、暮らしの安心を実感できる岩手を基本目標に掲げ、５つの柱、16 の施策を展開することとしております。この中では、やはり成年年齢の引下げが一番注目されるところだと思いますが、成年年齢の引下げへの対応、そして持続可能な社会の実現に向けたエシカル消費の普及啓発といった取組も盛り込んでいるところでございます。

本日は、計画の初年度であります令和２年度事業の評価について御説明することとしておりますので、委員の皆様には様々な観点から御意見を賜りたいと存じます。

結びに、委員の皆様には県民の消費生活の安定と向上のため、今後も一層の御理解と御支援を賜りますよう改めてお願い申し上げ、御挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〇新沼県民くらしの安全課総括課長

それでは、会議に入ります前に、事務局の職員を紹介させていただきます。

ただいま御挨拶申し上げました石田企画理事兼環境生活部長でございます。

〇石田企画理事兼環境生活部長

よろしくお願いいたします。

〇新沼県民くらしの安全課総括課長

藤本県民生活センター所長でございます。

〇藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

よろしくお願いいたします。

〇新沼県民くらしの安全課総括課長

私、県民くらしの安全課総括課長の新沼でございます。よろしくお願いいたします。

３　議　事

岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）の評価について

〇新沼県民くらしの安全課総括課長

それでは、ただいまから３、議事に入らせていただきます。条例の規定によりまして、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては平本会長にお願いいたします。

〇平本丈之亮会長

皆さん、こんにちは。会長の平本でございます。本日は足元の悪い中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議の予定ですけれども、おおむね16時頃の終了をめどに進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、議事録署名人の指名ですけれども、審議会運営規程によりまして会長が指名することとなっております。そこで、吉田敏恵委員と菊地清晴委員を議事録署名人に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）の評価について、事務局から御説明願います。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

それでは、消費者施策推進計画の令和２年度事業評価について説明いたします。

資料は、Ａ３の資料になります。１―１の令和２年度事業評価と、同じく１―２の主要指標事業評価一覧表、１―３の参考指標実績一覧表、この３つの資料となります。

初めに、資料１―１を御覧ください。資料の中央部に主な取組がございます。主要指標として目標値を定めている事業は、指標数の下の合計で35事業ございます。これらの評価基準については、目標に対する達成度に応じてＡからＣの３つの区分としております。主要指標の 35 事業のうち、目標を達成したＡ評価が 17 事業、おおむね目標を達成したＢ評価が11事業、そして目標を達成できなかった達成率80%未満のＣ評価が６事業となりました。

なお、指標に係る調査を実施できず評価ができなかった事業が１事業あったところです。指標名のうち下線を引いている事業がＢ評価、Ｃ評価となったものになります。

令和２年度の取組ですけれども、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けておりますので、初めにその対応等について御説明をいたします。まず、消費者教育等については、出前講座や研修会など、集合形式の事業が中心となっております。地域などからの申込みの減少や事業の中止、参加人数の見直しなどにより、目標を達成できない事業が多くあったところです。

なお、１回申込みがあって中止となった出前講座などについては、主催団体等に啓発資料を送付いたしまして、施設への配架や関係者への情報提供等に役立ててもらえるよう対応したところです。

また、センター主催の研修会については、感染状況を勘案しながら感染防止対策を取りつつ、講師のオンライン対応など、なるべく研修機会を確保できるように対応をしてまいりました。これらの取組について、令和３年度はオンラインによる開催にも対応しながら実施できるよう進めております。また、コロナウイルスに関する悪質商法などへの注意喚起は、ホームページやＳＮＳのほか、テレビＣＭなども活用しまして、迅速な情報提供に努めたところです。

そして、相談対応では、検温、換気、消毒などの対策のほか、状況に応じて相談場所の変更ですとか、来所前に電話での相談を促すなどの対応を取ってきたところです。

それでは、個別の説明をさせていただきます。資料の１―２を御覧ください。表の中央

の指標項目の隣に番号をつけております。県民生活センターの取組を中心に主な取組ついて御説明をいたします。

初めに、番号１、２の消費生活用製品の立入検査についてです。商品の安全を確保するため、例えば家庭用圧力鍋などの特定製品や特定保守製品の販売事業所への立入検査を実施しておりますが、令和２年度についてはコロナウイルス感染症拡大の影響により、立入検査の実施を見直したことから、目標値に達しなかったところでございます。

次に、番号４、５のガソリン及び灯油の価格調査についてです。ガソリンの価格や灯油価格については、毎月広域振興局において販売店の価格調査を行っており、地域別のデータも公表しております。調査結果は、ホームページでの公表のほか、報道機関にも情報提供をしているところです。

次に、ページの一番下になりますが、番号８の単位価格表示の取組店舗割合です。単位価格表示は､商品に 100 グラム当たり何円といった計量単位当たりの価格を併せて表示し、価格を比較しやすくすることで消費者の選択の利便を図るものです。調査は、一定以上の売り場面積の店舗を対象に実施しております。令和２年度は、回答のあった 376 店舗のうち取組店舗が 208 店舗、55.3％という状況で、目標値に達しなかったところです。

なお、単位価格表示の実施率の高い品目といたしましては、肉、魚などございます。一方、低い品目ですが、練り歯磨きなどの日用品や粉ミルクなどとなっております。新たに開店する店舗には、リーフレットを配付するなどして、事業者に周知と協力を依頼しております。また、県民への制度の周知ですけれども、ホームページやセンターの広報紙を使いまして調査結果を掲載し、周知を図っているところでございます。

２ページになります。番号９の消費者教育関連セミナー受講者数でございます。出前講座や高校等でのセミナーを開催し、その受講者数を目標値としているところです。出前講座については、先ほど御説明したとおり、開催が減少したところですが、高校等で実施する金融経済セミナーについては、授業や学校行事に組み入れていただいているため、おおむね予定どおり実施できたところでございます。

次に、番号 11、12 の消費生活サポーターに関する取組ですが、地域における啓発活動の担い手として、定期的にサポーターに情報を提供し、身近な人への注意喚起をお願いしているところです。令和２年度は、地域の見守りをテーマとしてサポーター研修会を初めて開催いたしました。

次に、番号 14 の教員を対象とした研修会の開催ですが、令和２年度はこちらもコロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見送ったところでございます。令和３年度は、講師がオンラインで講義し、受講者はオンラインと集合を併用して開催をしております。

３ページの一番下になりますけれども、番号 20 のルールを守って情報機器を利用することが大切だと思う生徒の割合（高校生）についてです。こちらについては、意識調査の結果を指標としているのでございますが、調査ができなかったということで、実績の記載はないところでございます。

４ページでございます。番号 21 のエコショップいわて認定店舗数です。制度の周知に取り組んだところですが、令和２年度については目標値に届かなかったということでＣ評価になっておりますが、令和３年度は備考欄に記載しておりますように、新規認定により、既に目標値を上回る店舗数で推移をしているところです。

次に、番号 22 の相談解決割合ですが、相談を受けた事案のうち、助言、情報提供、あっせんまたは他の専門機関の紹介等により解決した割合を解決率として示しております。令和２年度の実績は 96.2%となりました。解決力をより高めていくために、相談員の資質向上に力を入れるなど、引き続き相談対応の充実を図ってまいります。

次に、番号 23、24 のスキルアップセミナー、消費生活相談事例研究会についてです。コロナ禍で相談員が県外の研修に参加できない状況の中、研修機会を確保できるように対応したところでございます。２年度は、オンラインによる講師の講義対応などを行っております。令和３年度は、参加する相談員のほうから、特に沿岸部や県南部ですけれども、希望がございまして、相談員のオンライン参加にも対応しつつ実施をしております。

次に、番号 25 の若年者消費者トラブル解決支援弁護士無料相談でございます。若者専用ダイヤル、まてふぉんによる弁護士相談を実施しております。相談実績は 70 件となりました。主な相談内容は、健康食品や化粧品などの定期購入トラブル、アパート退去時のトラブル、副業サイトのトラブルなどがございます。引き続き事業の周知と若年者トラブルの被害救済に努めてまいります。

５ページになります。番号 26 の多重債務者弁護士無料相談です。県内８か所で年間 114 回実施し、153 件の相談がありました。相談内容は、銀行などから複数の借入れがあり返済が困難であるとか、多額の借金があり、どのように返済すればよいかなどがございます。

次に、番号 27、消費者安全確保地域協議会についてです。高齢者、障がい者等の消費者被害を防ぐため、地域の関係者が連携して見守り活動を行う協議会でございます。令和２年度は、矢巾町に設置されたところです。また、番号 28 の地域の福祉関係者等を対象とした研修会については、民生委員など福祉関係者を対象に開催し、地域における見守りの必要性などについて研修を行っております。令和２年度は８回で 243 人が受講をしております。

市町村相談体制の充実、支援については、番号 29 の県内の消費生活センターの訪問により、情報交換などを行っております。関係団体との連携につきましては、番号 31 の消費者行政推進ネットワーク会議での情報交換のほか、32 の消費者 110 番を実施し、令和２年度は 21 件の相談がございました。ちなみに、３年度は、19 件の相談が寄せられたところでございます。

６ページになります。番号 33 から 35、持続可能な社会に向けた事業者との協働の取組になります。３Ｒの推進などに関する事業者の支援や省エネ行動の推進のための普及啓発などに取り組んだところです。

最後に、資料の１―３の参考指標でございます。こちらは全部で 36 の項目がございます。

これは、取り組むべき事業ではあるものの、目標値を立てて進捗管理をするにはなじまないものということで、実績の確認のみをしている事業になります。１ページの表の左側の項目ですけれども、Ⅰの商品やサービスの安全の確保については、各種法律に基づく安全性に関する監視指導等の状況を記載しております。

また、Ⅱの消費者と事業者との取引の適正化については、商品の表示などに関する事業者指導等の状況、Ⅲの消費者教育の推進については、食の安全安心や医薬品の適正使用なども含め、消費生活に関する普及啓発の実施状況、Ⅳの消費者被害の救済につきましては、相談員による相談対応のほか、弁護士相談の状況、そしてⅤの市町村・関係機関等との連携・協働については、市町村と協働した消費者トラブル 110 番週間の実施状況やエシカル消費推進のための訪問状況などとなっております。

以上、消費者施策推進計画の令和２年度事業評価について御説明を申し上げました。

なお、令和３年度についても取組が進んでいるところでございます。令和３年度の当センターの主な取組については、この後御報告させていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○平本文之亮会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明について、委員の皆様から御質問であったり、御意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、吉田委員お願いします。

○吉田敏恵委員

では、資料１―２の３ページなのですけれども、出前講座に対しての、ここだけではないのですけれども、何度も出てきたオンラインの対応の件でちょっとお尋ねしたいのですけれども、オンラインの要望に応じますといった場合、出前講座を頼む、例えば老人クラブだったり、いろんなところがあったときに、それは施設の人がそれをしたいと言えば、機械みたいなものも全部持っていくとか、どの程度の補助をするのか。あるいはそこの地域の人が全部セッティングしてあります、あとはそちらとつながるだけですみたいなことができるような環境でないと、オンラインができないのか。

私の要望としては、なかなかそういうものに慣れていない人たちもいっぱいいるので、できればそういう支援も含めてオンラインができるようにしてほしいけれども、なかなかやるやるというふうに書いていても、環境的に私たちみたいに企業で仕事をしているとかという人は、そういうものが使えるような環境がどんどん進んでいますけれども、実際の普通の消費者というのは、意外とそういうことができなかったり、公民館でもなかなかできないとか、いろんなことがあるので、オンライン、オンラインと書いている割には、そうそう進まないのではないかとちょっと危惧しているのですけれども、その辺りは県としてこんな支援をここまでしていますとか、そういうことがあったらちょっと教えてほしいというのが１点です。

それから、同じく資料１―２の同じ３ページの 17 の項目のところなのですけれども、事業の概要のところでは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため中止としたと書いているのだけれども、でもＡなのかというのがちょっと分からなかったのです。中止にしたのにＡというのがありました。ほかのところは 0.何%足りなくてもＢ評価になっていたりするのですけれども、そこのＡ評価というのが読み取れなかったのが２点目の質問です。

それから最後３点目は、次の５ページなのですけれども、27 の番号のところです。地域のつながりを生かした見守り体制の構築の働きかけで、今矢巾町がそういう協議会をという話なのですけれども、何かの会で聞いたときに、もう矢巾町ぐらいしかそういうのをつくっていなくて、次にどういうところがつくってくれるのか、ちょっとめどがないような話を聞いたことがあったのですけれども、33 市町村あるうちの矢巾の次には、そういうところがありそうなのか、ちょっとその辺を知りたいなと思いまして、質問でした。

以上、３点です。

○平本丈之亮会長

では、よろしくお願いします。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

御質問ありがとうございます。まず、出前講座のオンラインの対応ですけれども、こちらにつきましては、オンラインでお願いしたいと、ちょっとよその人に来てもらうのはまだコロナの関係で抵抗があるけれども、オンラインでだったらやれますというようなところがあれば、対応したいということでやっているところなのですけれども、実績としてはまだございません。こちらからいろんな機材を持ち込んでというところまでは、整ってもおりませんので、例えば公民館の講座の中で、１コマ消費者教育についてもやりたいということで、施設で整っているのであれば、対応させていただけるよう準備はしているところでございます。

それから、２点目の高校教員を対象とした研修会ですけれども、これは事業の概要と記載が誤っており、大変失礼いたしました。高校の家庭科教員を対象とした研修会というのは、１回実施をしておりますので、１件という実績は合っているのですけれども、事業の概要のほうが間違っておりました。大変失礼いたしました。

それから、27 番の協議会の関係でございます。こちらにつきましては、現在のところ次の候補というのは、ない状況でございます。私たちといたしましては、市町村さんですとか、あるいは既に社会福祉協議会さんですとか、福祉関係のネットワークにもいろんな情報提供、情報交換させていただいているところでございます。

○平本丈之亮会長

よろしいでしょうか。何か補足で追加というのはありますか。

○吉田敏恵委員

では、意見ということになってしまうのですけれども、やっぱりインターネットでのいろいろな配信というのは、私どもは生協ですけれども、コロナがもし収まって、講師が来

られるようになったとしても、それはそれでいいのだけれども、だけれどもやっぱり配信して、今まで遠くいた人が来なくても見られるようにという、そういうふうにリアルと配信の視聴はセットになってしまっているように今なってきているので、これからコロナが収まれば、またこれも回復してと思うかもしれませんけれども、やっぱりもうちょっと県のほうの施策でインターネット配信というのに何かしら支援するとか、これはここだけの話ではなくて、何かしないと、実際はこういった教育が進まなくなるというふうになるのでは。だから、今ここの場で解決はできない話かと思うのですけれども、ちょっと意見としては、そういう環境を整えるというもうちょっと大きな目標というか、向けて進まないと、達成も含めて難しくなってくるのではないかなと、それは意見というか、感想のような話です。

○平本文之亮会長

ただいまの御意見に対して何かございますでしょうか。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

ありがとうございます。情報の発信の仕方については、さらに工夫はしていきたいなと思っております。今テレビでも注意喚起のコマーシャルをスポットで流しておりますけれども、ユーチューブにその動画を載せてもおりますので、つくったもののいろんな活用の仕方についても進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○石田企画理事兼環境生活部長

環境生活部長の石田でございます。補足ということで、デジタルのお話でございます。来年度以降、県のほうでは重点テーマを３つ設けておりまして、その中でデジタルトランスフォーメーションということで、どうしてもデジタルの社会というのは進むだろうと、そういったのを県のほうで取り組んでいくことにしております。

その中で、例えば高齢者の方々、今までそういうのを使ってこない方、この方々にも配慮しなければならないということでございますけれども、いずれデジタル化に向けて県が率先して取り組むと。あわせて、県が取り組むことで市町村あるいは団体も取り組むということを進めてまいりたいと思いますので、今すぐということではないのですけれども、いずれそういうことで進めてまいりたいと思いますので、御了解のほうよろしくお願いいたしたいと思います。

○平本文之亮会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか、吉田委員。

では、ほかの委員の方から御意見、御質問などございますでしょうか。

主濱委員、お願いします。

○主濱了委員

この事業計画、事業評価、全部の項目についてしっかり調べていただきまして、実際そういう事業をやってきたわけで、本当に感謝申し上げたいと思います。

こういうふうにまとめたときに１つ思うのは、これこれのことをやりました、これが大

半の報告になっていますよね。要するにアウトプット、これだけのことをやりましたと、アウトプットが中心の報告になっております。もう一歩進めて、例えば資料１―２の３ページの下のところには、これは学校教育の関係で、18、19、20、これは授業を受けた人たちがどう感じたかというところが出ております。これはまさにアウトカム、その結果どうなってきたかと、こういうところがここにもあるわけです。全体として、こういうことをやりましたというふうなものも、これは絶対必要なのです。とともに、それを受けて県民あるいは対象者、それがどう考えたのか、何か改善要望はないのか、そういうふうなこともリサーチ、いろいろ集めると、次の事業の展開が幅広くなってくるのではないかなというふうに思っております。

大変項目が多くて、これは大変だと思いますが、その中でもアウトカムで押さえるのが適当なものがあれば、そういうふうなものについては対応していただければさらにいいかなと、こういうことであります。これは意見でありますので。

〇平本文之亮会長

ありがとうございました。ただいまの御意見に対して、何かございますか。

〇藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

御意見大変ありがとうございます。昨年度計画を策定する際にも、成果指標のことについては御意見頂戴したところでございます。なかなか個別の施策については難しいのですけれども、一応来年度が５年間のうちの中間年になりますので、来年度には意識調査を行いたいと考えております。その結果についても、皆様に審議会の場で御報告させていただきたいと思っております。

〇平本文之亮会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。もう一点、お願いします。

〇主濱了委員

意識調査というのは、本当にいい機会だというふうに思います。

それで、それを定点観測すればいいのです。同じ視点からずっと同じ質問をする、そうすると本当に県民が何を必要としているのか、何が欲しいのか、それが分かってくると思いますので、非常にいいチャンスだと思いますので、いい方向に活用していただければいいなと思います。

〇平本文之亮会長

ありがとうございました。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

どうぞ、山口委員。

〇山口研介委員

詳細に御報告いただいてありがとうございます。申し訳ございません、３つ質問させていただきたいと思います。

まず１つ目が資料１―２の１ページの一番下、番号８のところでして、単位価格表示に

取り組んでいる店舗の割合というところでございます。もしかすると以前に御説明をいただいたかもしれないのですが、これ店舗の数を基準にされているので、恐らく同じ店舗、一つの店舗でも単位価格を表示している商品とそうでない商品というのは混在しているのだと思います。それを取り組みのある店舗というのは、どういうふうに評価をされているのかというのを１点教えていただきたいと思います。

２点目は、我々弁護士にも直接関わるところなのですが、同じく資料１―２の４ページ、番号で 22 番、消費生活相談の解決割合というところです。これは、例えばそれこそ弁護士だとか、専門家につないだ案件も解決案件としてカウントをされているということでしたが、そうなると逆にここに含まれない、解決事案に含まれないものというのはどういったものがあるのかというのを教えていただければと思います。

３つ目の質問はちょっと漠然としているのですが、今度は資料１―３の２ページの番号でいうと 22 番、情報モラル教育です。この辺りというのは、非常に私自身も興味を持つところなので、本当に簡単で結構ですので、大体どんな感じの研修会を開催されているのか、内容面少しだけでも教えていただければ幸いです。

ごめんなさい、１個だけプラスして意見を申し上げたいと思います。先ほど主濱委員からお話のあった資料１―２の３ページの番号でいうと 18 から 20、ルールを守ってスマホ等を利用することが大切だと思う児童生徒さんの割合というところなのですけれども、ちょっと言い方は適切ではないかもしれませんが、授業を受けて大切だと思いますかと聞かれれば、大切だと思いますに丸をする生徒さんが多いのは当然だと思うので、今後の意識調査だとかの段階では、その一歩先のところに進んでいただいて、例えば友達とスマホ等でやり取りをしていて、ルールを守っていないなと思う人というか、ルールを守っていないケースがあったなと感じるかどうかとか、今の指標でいえば少なければ少ないほどいいことになるのですが、そういうもう一歩進んだところで調査をしていただけると、実態が把握できるのかなというふうに感じました。これは意見です。

すみません、たくさん申し上げてしまって申し訳ありません。３つの質問について教えていただければと思います。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

御質問ありがとうございます。まず、単位価格表示についてでございます。こちらの調査ですけれども、対象としている品目は 37 品目ございます。調査の取り方といたしますと、その店舗の中で１品目でも単位価格表示をしていた場合には、実施しているとして取り扱っております。

それから、２点目の相談解決割合についてでございます。こちらにつきましては、参考資料でお渡しをしておりますファイルの中に、岩手県における消費生活相談の概要が入っております。こちらの７ページに処理結果というものがございまして、例えば相談解決に入るものは、処理結果の上から助言、情報提供、他機関紹介、あっせん解決になります。それ以下のあっせん不調、処理不能あるいは処理不要というものが解決になっていない数

字ということでございます。

　それから、３点目にいただいたのは情報モラル教育の関係でございましたけれども、研修の内容につきましては、教育委員会でやっておりますので、大変申し訳ないのですけれども、今お答えできません、申し訳ございません。

　それから、御意見でいただきましたアンケートといいますか、意識調査の聞き方の関係、友達がスマホをしてルールを守っていないと感じたという御意見につきましては、教育委員会の担当課のほうに伝えさせていただきたいと思います。

　ちなみに、この項目につきましては、県の県民計画の項目になってございます。

　以上でございます。

〇山口研介委員

　ありがとうございました。すみません、資料のほう全部目を通せていなくて大変失礼しました。今御指摘をいただいたファイルのほうの相談概要の７ページのところなのですが、正直申し上げると、一番下の処理不要のケースは、これは解決でいいのではないかなというふうにもちょっと思ったものですから、一応御意見として申し上げておきます。ありがとうございました。

〇石田企画理事兼環境生活部長

　環境生活部長の石田でございます。情報モラル教育の関係でございます。私以前、教育委員会学校教育室におりまして、内容について学校のほうでも問題意識がかなり高くなっておりまして、特に子供さんのスマートフォンに対しては、たしか父兄の方も入れて教育しているということでございますけれども、いずれにしましても、どうしても今日は項目というか、こうでした、こうでしたという説明が多くて、なかなかそこの中を深掘りできないのではないかというふうに思っておりますので、いずれ情報モラル教育につきましては、教育委員会の取組はしっかりやっておりますので、それにつきましては追って皆様のほうに情報提供させていただくことで御了承願いたいと思います。よろしくお願いします。

〇平本文之亮会長

　よろしいでしょうか。

　では、ほかの皆様はいかがでしょうか。御意見、御質問。

　では、どうぞ。

〇吉田信一委員

　資料の１―２の 18、19、20 に関わってなのですけれども、情報モラル教育については、本当に学校のほうでも一生懸命やっております。ＧＩＧＡスクールが始まって、特に一生懸命今やっているところなのです。ここの３つの中の今後の方向性のところを読ませていただいたときに、研修会を継続していくというのは、教員に対してのいろんな研修の場を設けてやっていくということ、そしてさらに児童生徒の主体的な取組の実践を紹介していく、これも先生に対してで、それを介して子供たちに返る部分だと思うのですけれども、実際学校現場にいると、ルールづくりはどうしても学校でも指導はしますけれども、最終

的には家庭での問題というのが一番大きくて、なかなかそこに踏み込めていけない、協力をお願いしても改善できない家庭が多い中で、方向性として家庭へのアプローチというのを学校だけに任せるのではなくて、様々な分野からアプローチをしていただくような取組がないと難しいのかなと思っておりましたので、いろいろ御検討いただければありがたいなと思っていました。

以上です。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

御意見ありがとうございました。

私どもの取組の中ですと、出前講座ということで、地域に出ていって消費者トラブルのお話とかもさせていただいているのですが、その中で学校にも行って、生徒さんのほうにもお話をしていますし、あとＰＴＡの集まる機会がありましたらちょっとお時間をいただいて、その中で若い人に多いトラブル事例を含めて、やはり今ネット関連の相談が多いものですから、そういったものをお話ししながら、保護者の方々にも意識を高めていただけることができると思いますので、努めてまいりたいと思います。

○平本文之亮会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、ほかの皆様いかがでしょうか。

どうぞ。

○田上みね子委員

すみません、エコショップのところなのですけれども、資料１―２の 21 番です。目標値を達成したとありますけれども、結局達成して、エコショップが増えたことによっての成果みたいなのは見られますか、具体的に。

○資源循環推進課

県の資源循環推進課でございます。エコショップの実績値による取組の状況について御説明いたします。

エコショップで今回増加いたしましたのは、コンビニエンスストアの大手チェーンが 140 件程度、今年度新規認定となってございまして、そうしたコンビニエンスストア等の店舗に対しまして、エシカル消費の啓発といたしまして、すぐ食べるのであれば手前から商品を取りましょうという「てまえどり」という呼びかけがあるのですけれども、そうしたものを陳列棚にポップという形で、カラフルな色で掲示をさせていただきまして、消費者へごみを減らすための、食品ロスを減らすための取組を店舗と連携して取り組ませていただいております。

先日もテレビなどでもミニ番組という形で、そうした店舗の様子なども映しながら、主婦をはじめ様々な層に訴えかけているところでございますので、そうした取組を今後も継続してまいりたいと考えております。

○田上みね子委員

具体的なことが分かってよかったです。

あと、３Ｒ、結構お店という感じのところ、それとも普通の事業所、会社とかでもそういうことは取り組んでいるのでしょうか。

○資源循環推進課

３Ｒとおっしゃいますと、６ページのほうということですか。

○田上みね子委員

そうです。

○資源循環推進課

資料１―２の６ページの上段、ナンバー33 についてのお尋ねということでございます。こちらは、家庭ごみというよりは事業系の、いわゆる産業廃棄物の排出抑制、ごみを出なくするとか、リサイクルに取り組む事業者に対する補助金の支援を行って、その活動に対するアドバイスなども行いながら、実効的な内容でリサイクルを進めていただくということで御支援しているものでございます。

○田上みね子委員

以前は、例えばペットボトルとか、汚れたのが混じっていたら駄目とか、そういのも結構きちんと今はなされているのですか。回収するほうではないから分からないでしょうか。

○資源循環推進課

若干おっしゃるとおりのところがありまして、家庭から出るペットボトル等の回収は市町村が主に行っておりまして、県としては産業廃棄物を中心に所管しておりますので、直接タッチしていないところなのですが、今度プラスチック資源循環法という、プラスチックをできるだけリサイクル進めましょうというふうな法律の施行もされますので、そうした啓発の機会も捉えながら、市町村と連携しながら、リサイクルの推進等に努めてまいりたいと考えております。

○田上みね子委員

リサイクルした商品から作ったものってありますよね。それってあまりまだ、リサイクルするのはいいのですけれども、私たちが実際、これがリサイクルされた商品だよみたいな感じで商品を使うことってまだ少ないと思うのです。例えばペットボトルのものが一番リサイクルしているのかよく分からないのですけれども、そういうようなものを使わなければ、幾らリサイクルしてもたまるばかりというか、そういう感じなので、消費者もこれがリサイクルされた商品なのだというのが分かれば、幾らかでも利用するという方向になると思うのです。そういうところもちょっと一歩掘り下げて、消費者が分かるような取組をしていただければいいかなと思います。

○平本文之亮会長

今のは御意見ということでよろしいですか。

何かありますでしょうか、今後の取組等についてお考えがあれば。

○資源循環推進課

資源循環推進課でございます。県では、再生資源利用認定製品という制度がございまして、産業廃棄物等を原料の一部に置き換えて作られた商品について、ＰＲを事業者と一緒にカタログを作ったり、ホームページに載せたりして行っておりますので、そちらの産業廃棄物の関連では取組をしているのですけれども、今の御指摘いただいた点、一般廃棄物のリサイクル等についても市町村と連携して取り組むところでございますけれども、様々な３Ｒに関する啓発の中で、併せてその視点も持って啓発に取り組んでまいりたいと思います。

○平本文之亮会長

ありがとうございました。

どうぞ、主濱委員。

○主濱了委員

再三にわたり大変恐縮です。今のごみの関係、プラスチックも含めて、これは市町村がやらなくてはいけないと、こういうことなのですが、例えば物を買う、パソコンを買います。自分が欲しいのはパソコンだけなのだけれども、実はパソコンを買えばいっぱい段ボールがくっついてきたり、様々なものがくっついてくる。大変なごみが一気に来るわけです。消費者は、それを処理しなくてはいけない、自分で。さらにそれを市町村が処理をすると、こういうふうな構図になっているわけなのです。最近は、本当に製品を守るためにしっかりと、がっちりと包装をして、そして渡していると、こういう状況なものですから、そこのところを、今日は消費者の関係ですけれども、メーカーあるいは小売店、そういうところに対して、やっぱり行政として、この会が一番いいと思うのですけれども、行政としてできる限りごみをくっつけるなと、こういうふうな要請をしていただければいいのかなというふうに思います。

ちょっと関係ない話になるのですけれども、私結構酒飲むのですが、滝沢でも焼酎を造っていまして、焼酎が欲しいのだけれども、買えば瓶までくっついてくる、あるいはペットボトルがくっついてくると、こういうことになるので、最近は瓶を持っていけば焼酎を量り売りしてくれると、こういう店もあるのです。そういうふうなのを進めるとか、これも結局この審議会が非常に物を言ってくるのではないだろうかというふうに思います。これも意見であります。

○平本文之亮会長

御意見ありがとうございます。

ごみの減量について何かございましたら。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

御意見ありがとうございます。エシカル消費の取組ということでは、例えばリサイクルのマークのついたものを買いましょうであるとか、簡易包装のものを買いましょうとか、詰め替えとか、そういったもので持続可能な社会を進めていくということで、エシカル消費の普及啓発についてもさらに力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。

○平本文之亮会長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ほかの皆様は何かございますでしょうか。

では、松岡委員。

○松岡勝実委員

私のほうから若干質問でございますが、１つは資料の１―２の 26 番、多重債務者の弁護士の無料相談の実施ということで、実施回数 114 回ということですが、これは前にもお聞きしたこともあるかもしれませんが、114 という数値は、これは実施会場と日数とか、どういうふうにカウントされているのかなということ、回数について、これについて１つ質問です。

あと、地域的な、県民生活センターここなのか、あるいは県内何か所かを指しての回数なのか、内実を教えてもらいたいのが１つと、あともう一つは資料１―３の１ページ目になりますが、消費者と事業者との取引の適正化の中で、イ、消費者契約の適正化の推進、①、特定商取引に関する云々かんぬん指導・処分と、あと②のいわゆる景表法に関する措置命令、行政指導、２件ずつ出ておりますけれども、これは質問の２つ目、３つ目ということになりますが、特商法の行政処分ということ、どんな内容なのかなということと、あと景表法に関する措置命令、指導ということ、資料の１と２はかぶっていないというふうな理解でよろしいのですよね。ちょっと関心があったので、どんなことが問題になっているのかなというふうに思いましたので、内容について少し触れていただければありがたいです。

以上です。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

御質問ありがとうございます。

まず初めに、多重債務弁護士相談の開催の関係でございます。こちらにつきましては、県内８か所を会場といたしまして、主に消費生活センターのある市で開催をしておりますけれども、県内８か所とこちらのセンターで開催をしているものでございます。

○松岡勝実委員

日にちをカウントしているのか。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

そうです。日にちをカウントしております。年間通じてカレンダーのように配置しております。

＜質問の２つ目の回答は内容を非公表としているもの。＞

○松岡勝実委員

消費者にとって大変ありがたいことでございます。こういうのというのは、大体県民からの連絡とかを基にして行っていらっしゃるのですか。本当に私も日常的に、年末になると年末半額セールとかと、いざ行ってみると半額はごく一部だったりして、日常的にそう

いう危険というほどでもないかもしれませんけれども、それに従って行ってみたらみたいなことはよくあるのですが、これは基本的に県民からの通知とか、そういうことに基づいて動いていらっしゃるのでしょうか。
○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長
県民からの情報提供という場合もございますし、あとは相談が複数あるということで、やはり事業者を確認したほうがいいものについては行っております。
○平本文之亮会長
ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。そろそろよろしい感じですか。
では、すみません、最後に私のほうから１点だけ。これは質問というよりは、意見に該当すると思うのですが、資料１―２の番号 27、消費者安全確保地域協議会、通称見守りネットワークの関係なのですけれども、これは岩手県の中では矢巾町に１つ設置されているというところで、東北６県でもあまり設置の件数は伸びていないところではあるのですけれども、実は東北６県の中で青森県だけが突出して件数が多くて、11 月の時点で 17 件設置されているようなのです、消費者庁のホームページから見たのですけれども。なぜほかの県と青森県とで差が出ているのかというところが非常に不思議なところがありまして、最近青森も消費者問題に携わる弁護士とウェブで協議をしたときに、この話題が出たのですけれども、どうもその弁護士のほうも、なぜ青森県だけがこんなに突出しているのかよく分からないということだったので、だからこれは、まさに草の根でそういうふうに設置されているのか、あるいは青森県、行政が働きかけることによって設置が進んでいるのかというところは、ちょっと分からないところがあるのですが、そういうところで同じ東北の中で、しかも仙台とかがある宮城県とか、大都市ではなくて、規模的には多分岩手とそこまで変わらない青森で設置が進んでいるという状況もありますので、県のほうで理由というか、原因を探れるかどうか、そういう仕組みがあるのか私は分からないのですけれども、もし可能であれば、これは消費者被害を防止するために必要な取組だと思いますので、そういうところは捉えて、もしできることがあれば設置に向けて生かしていただければいいなというところで、私のほうから意見と。回答は結構です。
以上です。
では、そろそろ意見のほうも尽きたということでよろしいですか。
（「はい」の声）
○平本文之亮会長
それでは、岩手県消費者施策推進計画（202～2024）の評価については、事務局の説明のとおりということでよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
○平本文之亮会長
それでは、令和２年度評価については事務局の説明のとおりといたします。

ここで、事務局のほうから令和３年度の取組状況についての説明がございます。よろしくお願いします。

〇藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

それでは、Ａ４の資料２というものでございます。令和３年度県民生活センターの主な取組状況について御説明を申し上げます。

それでは、資料２でございます。令和３年度の主な取組状況と消費生活相談の概況について御説明申し上げます。初めに、成年年齢引下げへの対応でございますが、令和３年度は令和４年４月からの成年年齢引下げを前にした最後の１年ということで、学校訪問による情報提供のほか、各種取組を進めているところでございます。

消費者教育につきましては、継続して取り組んでいる内容になりますが、アの高校生対象の金融経済セミナーについては、金融広報委員会と連携いたしまして、今年度は62校で実施予定でございます。また、ウの家庭科教員を対象とした研修会については、小学校、中学校の教員を対象に既に２回実施しており、72 人の参加があったところでございます。また、エの当センターの広報誌「くらしのひろば」におきましては、特集号を作りまして、若年者の消費者トラブル防止について注意喚起、情報提供を行っているところです。

次に、相談対応についてですが、令和２年度の取組で御紹介しました若者専用ダイヤルによる弁護士相談のほか、イの若年者の消費者トラブル 110 番週間については、１月に県内の消費生活センターと共同いたしまして、市町村の広報紙やテレビのＣＭなどの媒体を活用して、若者に多い消費者トラブルの注意喚起と相談窓口の周知を図ることとしております。また、ウといたしまして、若者の相談機会を拡大するために、メールによる相談の受付について、年度内開始ということで準備を進めているところでございます。やはり仕事や学業のために日中の相談が難しい方とか、電話での説明が困難な方にも、いつでも相談できる環境を用意し、利便性の向上を図るということでございます。ただ、なかなかメールだけでは相談内容の把握が難しいこともございまして、回答につきましては相談員から電話で行うという方法で当面対応をしてまいります。

それから、ラインなどＳＮＳを活用した相談対応についてですけれども、こちらは消費者庁において実証実験を進めているところでございます。そちらの検証状況についても情報収集しながら、今後取組を検討していきたいと考えております。

次に、エシカル消費の普及啓発でございます。今年度新たにエシカル消費に関する消費生活セミナーを開催いたします。ただ、当初は集合形式の予定でございましたが、コロナの感染拡大の影響もございまして、動画配信に切り替えたものでございます。

内容は、日本エシカル推進協議会の副会長で、エシカルファッションに詳しい生駒芳子さんの講演と、落語家の立川平林さんの落語となっております。配信については、現在準備中でございますが、ぜひ御視聴いただければと思っております。

それから、併せて啓発番組を制作いたしました。まずは、広く県民の皆さんにエシカルという言葉と、その取組を知っていただいて、できるところから行動に移していただける

よう情報提供をしてまいります。
なお、啓発番組については、チラシをお配りしておりますので、後ほどそちらは御紹介いたします。
それでは、裏面を御覧いただければと思います。令和３年度の消費生活相談の概況でございます。初めに、相談件数ですが、県と市町村合計いたしまして、例年１万件前後で推移しているところでございます。令和３年度は、10 月末現在の速報値でございますが、4,830件と、前年度同期と比較いたしますと1,000件近く減少しているところでございます。
また、主な相談内容でございますが、例年同様数として多いものとしては商品一般、今年度は特にＳＮＳによる宅配便をかたったケースというのが多くなっております。あとは、フリーローン、サラ金に関するもの、インターネットの接続に関する相談が上位を占めております。いずれも全体の件数が減少しておりますので、件数自体は減少しているところでございます。また、定期購入などネットを介した商品の購入やサービスの利用に関するトラブルについての相談が多く寄せられているところです。
新型コロナウイルスに関する相談ですけれども、10 月末現在で 95 件となっており、前年度同期が 345 件でしたので、前年度の３割程度と大きく減少しているところでございます。相談内容ですが、不審な電話やメールに関する相談が 10 件、結婚式、旅行、コンサート等のキャンセルに関するものが９件、そしてその他生活上の不安なのですが、コロナ対策関連施策への苦情ですとか、減収に伴う不安、コロナと直接は関係のない契約やトラブルなどが含まれておりまして、こちらが 75 件となっております。
以上で説明を終わります。
〇平本文之亮会長
ありがとうございました。
それでは、ただいまの説明について委員の皆様から何か御質問、御意見ございますでしょうか。
吉田委員、どうぞ。
〇吉田敏恵委員
まず、若年者向けというか、成年年齢の引下げの対応の件なのですけれども、下のエシカル消費のように動画配信みたいなのではお知らせしないのでしょうか。やっぱり若者は、何か困ったこと、何か疑問はすぐスマホで見る、そこで検索して何か言っていないかな、何か分かるかなと、そこで教えてもらうみたいな感じなので、ここにはＳＮＳだとか、テレビＣＭとかと書いてあるのですけれども、何か動画配信のようなもので分かりやすくもうちょっと説明をするというふうなのがあってもいいのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなっているのか。やっぱり何かあってから相談というよりは、これどうなのかなと思う場面で動画を見たいというのはどうなのかというのが１点。
それから、エシカル消費の動画、面白そうだなと思うのですけれども、これはもうちょっと長く配信できないものなのか。お金がかかるものなのですか、やっぱり。せっかく作

っているのに、もっと長くやってほしいなというのが要望です。
　それから最後は、裏面の相談件数なのですけれども、やっぱり減った理由ってどのように予想されているのかがちょっと知りたいです。窓口に来ないで別のところに相談に行っているから減ったのか、それとも本当に相談するべきトラブルが減っているから減っているのか、その辺の減った理由、16.9％も減少というのはかなり減ったということなので、もうちょっと何か理由を知りたいなと思いました。
〇藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長
　それでは、まず若年者向けの動画配信等についてでございます。今年度の事業では、作り込んだ動画配信というのはできないのですけれども、先ほどお話しいたしましたテレビＣＭをユーチューブで流すというところぐらいでございますが、ただ他県の取組を聞いておりましても、動画を作って配信するとかなり若い方が見ているようだという報告もありますので、来年度に向けて考えていきたいと思っております。
　それから、エシカル消費のセミナーの関係ですが、配信期間についてはやはりいろんな制約の都合上、なかなか長期というのは難しい状況でございますので、私どももこれからＰＲをして、皆さんに見ていただけるよう努めたいと思っております。
　それから、相談件数が減ったことに対する関係ですけれども、まずは速報値と申し上げましたので、これは全国の相談情報をまとめているシステムがあるのですけれども、それへの入力の各センターのタイムラグというのもございますので、実際はこれよりは数とすると多くなっていることと思っております。
　それで、要因といたしましては、まずはコロナに関する制度への苦情といいますか、不満といいますか、そういったものは確実に減っておりますし、あと昨年度から今年度初めにかけまして、定期購入等に関するトラブルが多かったことを受けて、国のほうで法律の改正を行っております。施行されていない部分もまだあるのですけれども、そういうことでの事業者の意識も少し変わったところもあろうかと思いますし、いろんな形で報道もされましたので、消費者の方々も気をつけるようになった部分も幾らかはあるものと考えているところでございます。
〇平本文之亮会長
　ありがとうございました。追加で何かございますか。大丈夫ですか。
　よろしければ、ほかの委員の方。
　どうぞ、山口委員。
〇山口研介委員
　先ほどの吉田委員からの御質問の中の相談件数が減ったという状況に関してなのですが、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、東日本大震災の影響で弁護士相談の無料制度というのがありました。もともとは収入とか資力が多くない方、十分でない方を対象にした無料相談だったものを、東日本大震災の影響で震災のときに岩手に住んでさえいれば無料相談という制度がありました。これが令和３年の３月 31 日で終了してしまったので、

今まで無料相談できたものができなくなったはず。県のほうでやってくださっている消費生活相談だと、そもそも条件なしに無料というので、件数が増えてもおかしくないはずなのです。それでも減っているとなると、実感としてこれは予想でしかないのですが、我々弁護士が御相談を受ける方で、最近ですけれども、一旦東京だとか、そういう大都市の広告をたくさん出している弁護士に電話相談をしてみたという方が増えてきているような実感があります。ですので、もしかするとやはりネットだとか、スマホとかで調べやすい、そういうところに最初にアクセスをしていると。場合によっては、それで解決してしまうので、消費生活相談までつながっていないという可能性も、可能性でしかないですが、あるかもしれないなというのを感じました。

　これとつながってちょっと御意見申し上げたいのが、成年年齢引下げだとか、その他特に若年者向けの啓発についてなのですけれども、やはりテレビＣＭとか、そういったものだけではなかなか目に触れていかないのではないかという危機感があります。動画配信というのが効果的なのもまさにそうなのですが、普通の動画配信ですと、自分からアクセスしない限り見ないわけです。そうすると、多分とんでもない予算の話になってしまうと思うのですけれども、ネット広告、特にああいうのは利用者の情報を抜いて、その人に合ったＣＭを出す傾向にあるので、例えば貸金業者にアクセスしているところには優先的に県の広告が出るようにするとか、まだ技術的に私も分からないのですが、もしそういったものが一定の予算でやっていけるものであれば、できるのかどうかというところをまず御検討いただけるとうれしいなというふうに思っています。今のは意見です。

　以上です。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

　御意見ありがとうございます。

　ちょっと申し上げるのを失念しておりましたけれども、ユーチューブの動画が流れる前に出る広告、あれも少しやっております。ですけれども、皆さんからもそういういろんな方法についての御意見をいただきましたので、ぜひ多く取り入れていけるように検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○平本丈之亮会長

　ありがとうございました。

　ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

　すみません、私のほうからまた最後に１つだけ、これは質問になるのですが、メール相談の受付の関係なのですけれども、導入といいますか、フォームといいますか、それがどういう形式で考えているのかということ。大変失礼なのですけれども、私県のホームページとか見ていて、スマートフォンにあれは対応していましたか。今の若者は、やはりパソコンすら見ない、タブレットすら持っていない、スマートフォンだけという方結構多いと思うのです。そうすると、導入としてメールでやるという場合に、やはりスマホ対応は必須だと思うのですけれども、そういうときにメールでやるときにどういう形式というか、

フォームでやるのがいいのかなというふうに思っていて、そこについてどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

御質問ありがとうございます。

メール相談なのですけれども、特別のフォームというものはつくらないのですが、県のホームページの消費生活の中に専用メールアドレスを設けまして、こちらから入力くださいという誘導の仕方になっております。記載いただくのは、お名前、一応岩手県の方ということにしておりますので、お住まいの市町村と年齢と、あと相談内容をフリーで記入していただくというような形で考えております。

○平本丈之亮会長

ありがとうございました。

もう一点追加で質問なのですが、たしか県のツイッターで、いわゆるまてふぉんとか、若年者向けの電話相談についての情報発信を定期的にしていたと私は認識していますけれども、多分それでいいと思うのですけれども、ツイッターのアカウントなんかを利用して、それこそそこにメールアドレスを記載したりということで誘導を図るとか、そういうことは考えられたりしますでしょうか。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

ありがとうございます。ツイッターの活用については、まだちょっと考えておりませんでしたので、含めて考えていきたいと思っております。

○平本丈之亮会長

ありがとうございます。やはり若者の方、もう電話すらしないので、どうやって相談に結びつけるかというところが非常に大事だと思います。情報商材とか、そういう若者が引っかかりやすいような商法なんかだと、やはりそちらのほうの情報は非常に過多なので、それに対して消費者行政側がどういうふうに情報を拮抗させていくかというか、そういうところが大事だと思いますので、なるべくチャンネルを多くできるような取組をぜひしていただきたいなと、これは意見というか要望です。ありがとうございます。

それでは、ほかに何か委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

山口先生。

○山口研介委員

時間もない中申し訳ありません。１点だけ。今の話の流れでちょっと気になったもので、多分若者にとってはｅメールすらもう古いというところがございまして、私もお客さんで若い方だとメールでのやり取りすらうまくいかないということがありますので、恐らくいたずらの排除だとか、不当なクレームの排除だとかという問題は出てきますが、平本会長がおっしゃったとおり、チャンネル、ｅメール以外のＳＮＳの相談活用というのも御検討はいただければありがたいと思っております。

以上です。

〇平本文之亮会長

回答はよろしいですか、意見ということで。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

（「はい」の声）

〇平本文之亮会長

それでは、御発言ないようですので、進行を事務局にお返しいたします。委員の皆様、進行に御協力いただきましてありがとうございました。

〇新沼県民くらしの安全課総括課長

平本会長、どうもありがとうございました。

４　その他

〇新沼県民くらしの安全課総括課長

次に、４、その他でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

〇新沼県民くらしの安全課総括課長

それでは、事務局のほうから何かございますか。

〇藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

それでは、皆様にお配りをしておりますカラーのＡＳＵからはじめる「エシカルな生活」、こちらのチラシについてちょっと御紹介したいと思います。

こちらなのですけれども、先ほど御紹介いたしましたエシカル消費の関係の番組というものでございます。エシカルセミナーの講演をいただきました生駒芳子さんと、あと落語家の立川平林さんに御出演いただきまして、エシカル消費とはどんなものか、あるいは身近な行動からできるエシカルな生活についてお話をいただく内容となっております。また、番組の中では県内の事業者の取組ということで、県内で食用のカモのダウンを使ったダウンジャケットを作っておられるやよいディライトさんですとか、フェアトレード商品を扱っておられる花巻市のおいものせなかさんなど、３社の取組を併せて御紹介するものとなっております。

放送日時は、こちらに記載のとおりでございますので、ぜひ皆様に御視聴いただければと思っておりますし、お知り合いの方への周知などについてもよろしくお願いいたします。

なお、下にウェブにて配信とあります生駒さんの講演、立川平林さんの落語については、先ほどお話しいたしました消費生活セミナーとしての動画配信でございます。こちらの動画配信は、県のホームページのほか、テレビ岩手のホームページでも見ることができるようになっているというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、もう一点でございますが、委員の皆様、今年度予定している審議会は今回最

後でございます。皆様には、昨年度から２年間、計画の策定に当たっての熱心な御審議、施策についての貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、この審議会は紛争解決部会というものがございまして、部会の５名の委員の皆様には、今後事案が発生した際には対応をお願いすることがあるかもしれませんので、年度末まで引き続きよろしくお願いいたします。

令和４年度からの委員の選任に当たりましては、改めまして皆様の御所属の団体などに御協力いただくことになろうと思いますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

大変ありがとうございました。

５　閉　会

○新沼県民くらしの安全課総括課長

それでは、これで本日の審議会を終了いたします。本日は大変どうもありがとうございました。